



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1143	昭和43年和歌山県告示第880号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(環境生活総務課)	1
*1144	昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の全部改正	(")	1
*1145	昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	2
*1146	昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	3
*1147	平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	4
*1148	平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	4
*1149	特定猟具使用禁止区域の指定	(")	5
1150	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	6
1151	救急病院の認定	(医務課)	6
1152	"	(")	6
1153	木材業者等の登録	(林業振興課)	7
1154	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	7
1155	"	(")	7
1156	"	(")	8
1157	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	8

告 示

和歌山県告示第1143号

昭和43年和歌山県告示第880号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、海南市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1144号

昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の全部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定によ

り、次のように鳥獣保護区を指定したので、同法第28条第9項の規定により告示する。

1 (1) 名称

南生石鳥獣保護区

(2) 区域

有田郡有田川町と海草郡紀美野町との境界にある生石山三角点を起点とし、同所から旧金屋町と旧清水町との境界を南東に進み生活道路との交点に至り、同所から生活道路を南に約100メートル進み作業道との交点に至り、同所から作業道を南西に進み県道生石公園線を横断して更に作業道を南西に進み町道生石上ノ段線との交点に至り、同所から同町道を西に約200メートル進み作業道との交点に至り、同所から作業道を北に約50メートル進み町道高座牧場線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道前田縦断線との交点に至り、同所から同町道を北側に曲がりそのまま約1,150メートル進み町道生石前田線との交点に至り、同所から同町道を北側に曲がりそのまま約1,000メートル進み作業道との交点に至り、同所から稜線に沿って作業道を北西に進み有田郡有田川町大字延坂、生石及び中の大字界の交点に至り、同所から大字中及び生石の大字界を北東に進み有田郡有田川町と海草郡紀美野町との町界に達し、同所から同町界線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

2 (1) 名称

有田川鳥獣保護区

(2) 区域

有田郡有田川町大字金屋地内の有田川に架かる金屋橋詰を起点とし、同所から有田川堤防を河口に向かって西進し紀勢本線鉄橋下流の有田川町と有田市との境界に至り、同所から同境界を南進し国道42号に至り、同所から同国道を西進し県道有田湯浅線との合流点より同県道を西進し安締橋左岸橋詰に至り、同所で県道宮崎古江見線に接し、同県道を更に西進し有田大橋左岸橋詰で国道42号を横断し、更に西進し有田川河口の突起部に至り、同所から対岸防波堤の先端に至り、同堤防を北進し初島鳥獣保護区との境界線に接し、同境界を東進し国道42号に至り、同所から同国道を南進し有田川右岸に至り、同所から国道480号を東進し国道424号との交点に至り、同所から国道424号を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田市及び有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来地の保護区としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1145号

昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関

する法律」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀美野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1146号

昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項中

「1 田長谷鳥獣保護区
(1) 名称」を「1 (1) 名称」に改める。

第2項中

「2 美浜鳥獣保護区
(1) 名称」を「2 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「大川大橋」を「大川橋」に、「県道柏御坊線を西」を「町道田井吉原中央線を西」に、「和田小学校前」を「松原小学校前」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、美浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来地の保護区としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項中

「3 周参見湾鳥獣保護区
(1) 名称」を「3 (1) 名称」に改め、

同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、すさみ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第4項中

「4 鎌滝鳥獣保護区
(1) 名称」を「4 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「町道長谷谷線」を「日裏池に通じる公衆道路」に、「長谷谷池」を「日裏池」に改め、同

項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀美野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第5項中

「5 権現平鳥獣保護区」を「5 (1) 名称」に改め、
(1) 名称

同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、白浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1147号

平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項中

「1 貴志川町鳥獣保護区」を「1 (1) 名称」に改め、
(1) 名称

同項第2号中「国道424号線」を「国道424号」に、「市道中7号線」を「市道中223号線」に、「市道85号線」を「市道丸85号線」に、「貴志川右岸」を「貴志川左岸」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項中

「1 大塔山系鳥獣保護区」を「2 (1) 名称」に改める。
(1) 名称

和歌山県告示第1148号

平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から適用する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、日高川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1149号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 貴志川特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

県道岩出野上線の岩出市と紀の川市との境界を起点とし、北北東に一級河川紀の川水系貴志川の河中の旧貴志川町と旧桃山町との境界まで進み、同境界線を東南東に北島橋の上流300メートルまで進み、同所から南南西に堤防まで至り、同堤防を北西（下流）に進み、県道岩出野上線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び紀の川市貴志川町丸栖字東垣内地先の貴志川左岸市民運動場北端側の市道丸131号線を起点とし、北東（下流）に100メートル進み、同所から南東に貴志川の河中の旧貴志川町と旧桃山町との境界まで進み、同境界線を南西に同市民運動場南端から100メートル上流まで進み、同所から北西に市道丸131号線に至り、同市道を北東（下流）に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び市道中3号線の貴志橋西詰を起点とし、堤防を北（下流）に500メートル進み、同所から東に貴志川の河中に進み、同所から貴志橋に至り、同所から北西に至り起点に戻る線で囲まれた貴志川左岸の区域

(2) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 千里特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

日高郡みなべ町山内地内の南部橋北詰を起点とし、同所から南部川右岸を河口に進み海への境界点に至り、同所から海岸線を南西に進み目津崎地先に至り、同所から海岸線を北西に進み東岩代浜地区の鉄道踏切に至り、同所から町道浜線を北東に進み国道42号との交点に至り、同所から国道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 隠谷池特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

御坊市湯川町富安地内の隠谷池の左岸北端を起点とし、同所から同池に沿って東に進み、県道日高印南線との交点に至り、同所から同県道を南進し、同市湯川町富安字隠谷15番1との交点に至り、同所から同池の南側池縁を西に進み、同池の左岸南側に至り、同所から同池の西側池縁を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1150号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年11月19日まで縦覧に供する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年10月19日

2 名称

特定非営利活動法人花つぼみ

3 代表者の氏名

古守一晶

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新万22番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、豊かな自然環境と花いっぱいのまちづくりを推進する事業を行い、花を育てる共同作業等を通じて街の花人を目指し、魅力ある地域の創造と、住民のボランティア運動の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 済生会和歌山病院

2 所在地 和歌山市十二番丁45番地

3 有効期限 平成33年10月10日

和歌山県告示第1152号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 嶋病院

- 2 所在地 和歌山市西仲間町一丁目30番地
 3 有効期限 平成33年10月24日

和歌山県告示第1153号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6011	6004	6002	平成30.8.6	田辺市龍神村小家1013-3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	木材・製材 ・チップ	田辺市龍神村小家972-39・972-40

和歌山県告示第1154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
御坊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画下水道事業 御坊市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成16年6月29日
至 平成38年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし